

平成18年中土佐告示第100号

中土佐町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年中土佐町条例
11号）の規定に基づき、次のとおり平成16年度における状況について公表する。

平成18年12月27日

中土佐町長 池田 洋光

中土佐町人事行政の運営等の状況

平成18年12月

中 土 佐 町

第1 職員の任免及び職員数に関する状況

1 採用、退職の状況

平成17年度(H18.1.1～H18.3.31)の採用及び退職の状況は、次のとおりです。

区分	採用	退職		
		定年	勸奨	その他
一般行政職	0	1	3	1
技能労務職	0	0	0	0
合計	0	1	3	1

2 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況

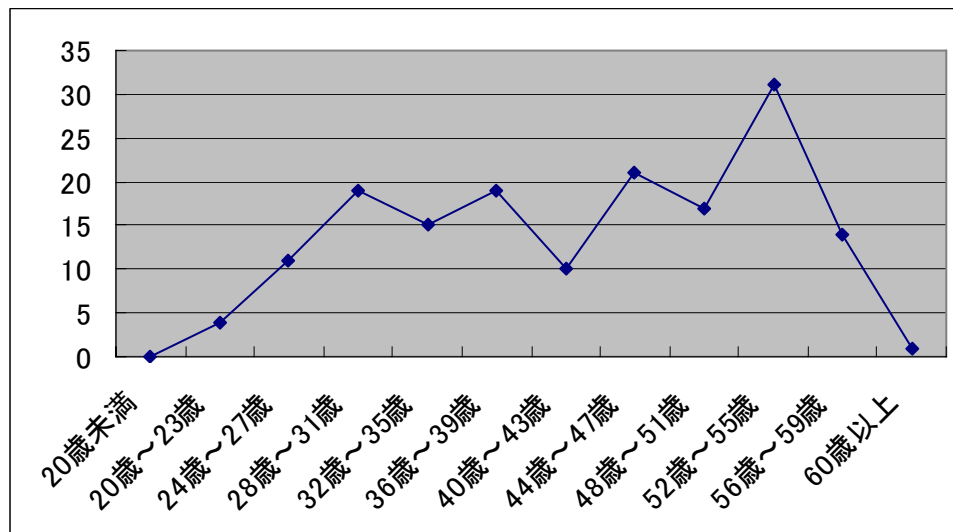
部門別の職員数は、次のとおりです。

		職員数（人）		対前年増減数
		平16（H16.4.1）	平17（H18.1.1）	平17
福祉関係を除く一般行政	議 会	3	3	
	総 務	31	30	△ 1
	税 務	11	10	△ 1
	農 林 水 産	15	14	△ 1
	商 工	3	2	△ 1
	土 木	10	12	2
	小 計	73	71	△ 2
福祉関係	民 生	47	46	△ 1
	衛 生	16	15	△ 1
	小 計	63	61	△ 2
一般行政部門計		136	132	△ 4
特別行政	教 育	20	20	0
	小 計	20	20	0
公営企業等	水 道	5	4	△ 1
	下 水 道			
	そ の 他	7	7	
	小 計	12	11	△ 1
総 合 計		168	163	△ 5

※ 職員数については、大野見・中土佐を合算しており、教育長を含んでいます。

(2) 年齢別職員構成の状況

平成 18 年 1 月 1 日現在での、年齢別の職員の構成状況は、次のとおりです。



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	0	4	11	19	15	19	10	21	17	31	14	1	162
構成比	0	2.5	6.8	11.7	9.3	11.7	6.2	13.0	10.5	19.1	8.6	0.6	100%

(注)職員数は一般職に属する職員数のうち、教育長を除いた職員数である。

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 定員適正化目標（数・率）

未策定です。

② 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

同上。

第2 職員の給与の状況

1 人件費等の状況（総括）

（1）人件費の状況（平成16年度普通会計決算）：地方財政状況調査による

住民基本台帳 人口 (H17.3.31)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 前年度の人 件費率
人 8,800	千円 —	千円 —	千円 —	% —	—

※平成18年1月1日に合併したため記載を省略しています。

（2）職員給与費の状況（平成17年度普通会計予算）

職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手 当	計 B	
人 158	千円 163,098	千円 17,648	千円 0	千円 180,746	千円 1,144

※平成18年1月1日合併のため、平成18年1月から3月までの予算となります。

（注）1 職員手当には退職手当組合負担金を含みません。

2 給与費は当初予算に計上された額です。

（3）特記事項

平成18年1月1日に、2町村が新設合併をしました。合併したのは、中土佐町と大野見村です。

（4）ラスパイレス指数の状況

※ 平成18年1月1日町村合併により記載を省略しています。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

（1）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成18年1月1日現在）：平成17年度一般会計予算書による

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
中土佐町	44.0 歳	330,894 円	356,022 円
			— 円

国（H17.4.1）	40.3 歳	329,728 円	382,092 円
------------	--------	-----------	-----------

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
中土佐町	50.6 歳	369,931 円	376,792 円
			－円
国（H17.4.1）	48.1 歳	285,008 円	316,350 円

※ 平成18年1月1日町村合併により一部記載を省略しています。

（注）1 「平均給料月額」とは、平成18年1月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

（2）職員の初任給の状況（平成18年1月1日）

区 分		中 土 佐 町		国（H17.4.1）	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	159,700 円	170,600 円	170,700 円	182,200 円
	高校卒	138,400 円	148,000 円	138,800 円	146,700 円
技能労務職	高校卒	135,600 円	145,100 円	135,600 円	143,900 円
	中学卒	123,900 円	131,500 円	127,700 円	134,500 円

（3）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成18年1月1日現在）

※ 平成18年1月1日町村合併により記載を省略しています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

（1）一般行政職の級別職員数の状況（平成18年1月1日現在）：給与実態調査による

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8 級	参事、課長の職務、またはこれに相当する職務	一人	－％
7	課長補佐、もしくは所長の職務、またはこれらに相当する職務	一人	－％

級	務		
6級	係長もしくは困難な業務を分掌する主任の職務、またはこれらに相当する職務	一人	－％
5級	主任もしくは困難な業務を分掌する主幹、技幹の職務、またはこれらに相当する職務	一人	－％
4級	主幹、技幹もしくは困難な業務を分掌する主査、技査の職務またはこれらに相当する職務	一人	－％
3級	主査、技査の職務又はこれらに相当する職務	一人	－％
2級	相当高度の知識もしくは経験を必要とする業務を行う主事、技師の職務またはこれらに相当する職務	一人	－％
1級	定型的な業務を行う主事、技師の職務	一人	－％
合 計		一人	－％

※ 平成18年1月1日町村合併により一部記載を省略しています。

(注) 1 本状況調査は普通会計中、税務職、看護・保健職、福祉職、技能労務職以外の一般行政職の職員の状況です。

2 中土佐町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

3 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(2) 昇給期間短縮の状況

※平成18年1月1日に合併したため記載を省略しています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（平成18年1月1日現在）

中 土 佐 町		国	
1人当たり平均支給額（16年度） － 千円		－	
17年度支給割合		17年度支給割合	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0月分	1.45月分	3.0月分	1.45月分
(1.6)月分	(0.75)月分	(1.6)月分	(0.75)月分
加算措置の状況		加算措置の状況	
職制上の段階、職務の等級による加算措置 ・役職加算 5～15%		職制上の段階、職務の等級による加算措置 ・役職加算 5～20%	

	・管理職加算 10～25%
--	---------------

() 内は、再任用職員に係る支給割合です。

※平成18年1月1日に合併したため一部記載を省略しています。

(2) 退職手当 (平成18年1月1日現在)

中 土 佐 町			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	21.00 月分	27.30 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例処置			その他の加算措置 定年前早期退職特例処置		

(3) 特殊勤務手当 (平成18年1月1日現在)

・該当なし

(4) 時間外勤務手当

支給実績 (16年度決算)	－ 千円
職員1人当たり平均支給年額 (16年度決算)	－ 円

※平成18年1月1日に合併したため記載を省略しています。

(5) その他の手当 (平成18年1月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国 の 制 度 と の 異 同	国の制度と異 なる内容	支給実績 (16年度決算)	支給職員1人 当たり平均支 給年額 (16年度決算)
扶養手 当	配偶者 13,000 円 配偶者以外の扶養親族2 人まで 6,000 円 ただし配偶者のない職員 の扶養親族の1人目 11,000 円 扶養親族でない配偶者を 有する場合 6,500 円 その他の扶養親族 5,000 円	同	無	－ 千円	－ 円

	満 1 6 歳の年度始めから 年度初めから満 2 2 歳の 年度末までの子 1 人につ き 5,000 円加算				
住居手 当	1 借家・借間 月額 12,000 円を超える家 賃を支払っている職員 最高限度額 27,000 円 2 自宅 新築又は購入の日から 5 年間 2,500 円	同	無	一 千円	一 円
通勤手 当	1 交通機関等利用者 支給限度額 1 箇月当たり 55,000 円 2 自動車等使用者 片道 2 km 以上 5 km 未満 2,000 円 5 km 以上 10 km 未満 4,100 円 以下 5 km 毎に支給額が加 算、最高支給額は 60 km 以 上 24,500 円	同	無	一 千円	一 円
管理職 手当	管理又は監督の地位にあ る職員に給料月額の 6 %	異	国の支給割合 8%～25%	一 千円	一 円
休日勤 務手当	祝日法による休日及び年 末年始の休日等に勤務し た職員に勤務 1 時間当た りの給料額に 135/100 を 乗じて得た額	同	無	一 千円	一 円
日直手 当	日直勤務に従事した職員 に 1 回につき 4,200 円を支 給	同	無	一 千円	一 円
管理職 特別勤 務手当	管理職手当が支給されて いる職員が週休日等に勤 務した場合に 1 回につき 8,000 円	異	国の支給割合 職責に応じて定額 1 回 4,000 円 ～ 10,000 円	一 千円	一 円

	(6時間を超える場合は加算あり)		(6時間を超える場合は加算あり)		
--	------------------	--	------------------	--	--

※平成18年1月1日に合併したため一部記載を省略しています。

5 特別職の報酬等の状況（平成18年1月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	町長	700,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額 898,000 円／544,000 円
	助役	598,000 円	690,000 円／435,000 円
	教育長	563,000 円	643,000 円／400,000 円
報酬	議長	254,000 円	368,000 円／230,000 円
	副議長	201,000 円	313,000 円／179,000 円
	議員	182,000 円	290,000 円／158,000 円
期末手当	町長 助役 教育長	(17年度支給割合) 3月分	
	議長 副議長 議員	(17年度支給割合) 3月分	
退職手当	町長	(算定方式) 700,000×在職年数×500／100	(支給時期) 任期毎
	助役	598,000×在職年数×300／100	任期毎

※平成18年1月1日に合併したため一部記載を省略しています。

第3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間

一般的な職員の勤務時間は、次のとおりです。

1週間の正規の勤務時間	40時間
開始時刻	午前8時30分
終了時刻	午後5時15分
週休日	土曜日、日曜日

2 休暇の種類

休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、組合休暇があります。

休暇の種類	事由	期間
年次有給休暇	1年ごとに付与する休暇	20日
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	私傷病の場合 90日以内
特別休暇	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
	職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
	職員が結婚する場合で、結婚式旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内における連続する5日の範囲内の期間
	6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)

生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間(男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)
職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日(再任用短時間勤務職員にあっては、16時間)の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間(再任用短時間勤務職員にあっては、時間)
職員の妻が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員がこれらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	職員の妻の出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内における5日(再任用短時間勤務職員にあっては、40時間にその者の勤務時間(当該勤務時間に1時間未満の端数がある場合にあっては、これを切り上げた時間。)を40時間で除して得た数の時間とする。)の範囲内でその都度必要と認める日又は時間(再任用短時間勤務職員にあっては、時間)
小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日の範囲内でその都度、必要と認める日又は時間

職員の親族(別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	配偶者、父母 7日 子 5日 祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母 3日 孫、おじ、おば、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおばの配偶者 1日
職員が父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間
職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	7日の範囲内の期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条の規定によりあらかじめ計画された能率増進計画の実施	計画の実施に伴い必要と認める期間
女子職員の生理(生理日において勤務することが著しく困難である者が請求した場合)	必要と認められる期間。ただし、1日を超えるときは、その超える期間については、前条第1項第2号の規定による。

	妊産婦である女子職員の健康検査及び保健指導(妊娠中の女子職員及び産後1年を経過しない女子職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合)	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間
	妊娠中の女子職員の通勤緩和(妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき。)	正規の勤務時間等の初め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者を介護する場合	連続する6月の期間内において必要と認められる期間
組合休暇	職員が任命権者の許可を得て、正規の勤務時間中に登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合	15日

2 休暇の種類

(1) 育児休業

職員の3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで、育児休業をすることができます。

(2) 部分休業

職員の3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで、1日の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲で部分休業をすることができます。

第4 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分

分限処分とは、一定の事由がある場合に、職員の意に反する身分上の変動をもたらす降任、免職、休職等の処分をいいます。

平成17年度

処分事由	処分の種類	人数
心身の故障	休職	1

2 懲戒処分

懲戒処分とは、一定の義務違反に対する責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする戒告、減給、停職、免職の処分をいいます。

平成 17 年度は懲戒処分の該当はありません。

第 5 職員のサービスの状況

1 年次有給休暇の取得状況

平成 17 年度(暦年)の職員の年次有給休暇の取得状況は次のとおりです。

対象職員数	平均取得日数	消化率
93 人	11 日	28%

※対象職員・・・非現業の一般職に属する職員のうち、首長部局に勤務する職員

2 介護休暇の取得状況

平成 17 年度は介護休暇を取得した職員はいませんでした。

3 育児休業及び部分休業の取得状況

平成 17 年度に新たに育児休業及び部分休業を取得した職員はいませんでした。

4 職務専念義務免除の状況

地方公務員法第 35 条の規定により職員は法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職務遂行のために用い、地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないとされています。

条例の規定で定められているものは次のとおりです。

職員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ任命権者(市町村立学校職員給与負担法(昭和 23 年法律第 135 号)第 1 条に該当する職員については教育委員会とする。)又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3) 前 2 号に規定する場合を除くほか、規則で定める場合。

第 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 研修の状況

人づくり広域連合等が行う各種の研修を職員が受けています。合併後の受講実績は、次のとおりです。

○ 人づくり広域連合

研修区分	研修名称	内容	人数
調査・研究 事業	味にこだわる野菜のマーケティング機構運営機構	地域の共通する具体的な課題について、市町村職員や住民等が、一定期間のなかで共に考え、具体的に実践的な解決策について検討を行い、その成果を政策に活用することを目指します。	1人

2 勤務成績の評定の状況

合併後の中土佐町においては、勤務成績の評定は行っておりません。

第7 職員の福利及び利益の保護の状況

1 職員の福祉

(1) 労働安全衛生管理体制

労働安全衛生法の規定により、次のとおり体制の整備を行っています。

総括安全衛生管理者	助役
衛生管理担当者	中土佐町課等設置条例第1条に規定する課等、室及び出先機関の補佐、主監、係長のうちから総括安全衛生管理者が選任

(2) 健康診断の実施（平成17年度予定）

※平成18年1月1日に合併したため記載を省略しています。

2 公務災害・通勤災害（平成16年度）

※平成18年1月1日に合併したため記載を省略しています。

3 職員の通勤条件に関する措置の要求の状況

※平成18年1月1日に合併したため記載を省略しています。

4 職員に対する不利益処分に関する不服申立の状況

・平成17年度 該当なし

第 8 職員の競争試験及び選考の状況

1 採用試験の状況

平成 17 年度は採用試験を実施していません。

2 選考採用の状況

平成 17 年度は選考採用を実施していません。